

<p>熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。</p>	<p>ものにあつては、一に掲げるものをほか りん酸全量 一・〇</p>	<p>(略)</p>
<p>乾燥菌体肥料(次に掲げる肥料をいう。一・二(略))</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>乾燥菌体肥料(次に掲げる肥料をいう。一・二(略))</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附則

この告示は、平成三十年十月五日から施行する。
○農林水産省告示第九百九十二号

肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号(肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成三十年九月五日
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 齋藤 健

<p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソプチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体内りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰けい酸りん肥、鋳さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鋳さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、食品残さ加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料(しよう油を生産する際に副産されるものを除く)、混合有機質肥料(植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く)、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥複合肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鋳さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい酸石灰肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鋳さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料</p>	<p>硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソプチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、副産窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、液状副産窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、液体内りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、熔成汚泥灰けい酸りん肥、鋳さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鋳さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、副産りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、副産加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、乾燥菌体肥料、加工家きんふん肥料、魚廃物加工肥料、食品残さ加工肥料、副産動物質肥料、副産植物質肥料(しよう油を生産する際に副産されるものを除く)、混合有機質肥料(植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く)、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥複合肥料、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鋳さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい酸石灰肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、副産苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鋳さいマンガン肥料、副産マンガン肥料、液体副産マンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、液体微量要素複合肥料</p>
--	--

附則

この告示は、平成三十年十月五日から施行する。